

(メール施行)
29 障第 1712 号
平成 30 年 1 月 15 日

指定障害福祉サービス事業者等
設置法人の代表者 様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課長
(公印省略)

共生型サービスについて (通知)

平素から、本県の障がい保健福祉施策の推進につきまして、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)の施行により、平成 30 年 4 月 1 日から、高齢者と障がい児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険又は障がい福祉の両制度における居宅・日中活動系サービス(デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業所が、他の制度における類似サービスの指定を受けやすくする「共生型サービス(※)」が新設されることとなっており、今般、厚生労働省より別紙のとおり指定の特例の設定及び指定の申請方法の検討状況について通知がありましたので、お知らせします。

今後、指定障害福祉サービス事業等の基準省令が改正され、具体的な事項について厚生労働省から示される予定ですので、御承知ください。

※共生型サービスの対象となるサービスは、

- 障害者総合支援法における居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)
- 児童福祉法における児童発達支援、放課後等デイサービス
- 介護保険法における訪問介護、通所介護(地域密着型を含む)、短期入所生活介護(介護予防を含む)、(看護)小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)が予定されています。

愛媛県保健福祉部生きがい推進局 障がい福祉課障がい支援係 菊地 TEL 089-912-2424
--